



地域貢献活動実施状況報告書

平成 29 年 3 月 14 日

和泉市長 殿

(建築物の設置者又は小売業者)

店 舗 名	ビバモール和泉中央
店舗所在地	和泉市唐国町 3 丁目 17 番 56 号
地域貢献窓口	株式会社 LIXIL ビバ 店舗開発部 岡本恵治

記

【地域貢献の実施状況】

地域貢献項目	細 目	具体的な取り組み	取組区分
1 地域づくりへの協力	(1) 市が進めるまちづくりへの協力	● 和泉市の名称が広がるよう商業施設の名称に「和泉」を入れるように努めます。	● 施設の名称を「ビバモール和泉中央」としております。
	(2) 地域づくり等に取り組む団体等への協力	● 積極的に施設周辺における地域活動へ参画するように努めます。	● 地域活動への参加機会がありましたら今後も積極的に参加致します。
	(3) 祭りや地域イベントを実施する自治会、ボランティア団体等への協力	● 積極的に地域のイベントやボランティア活動に参加するように努めます。	● 一部地域イベントへの協賛を致しました。
2 地域経済の活性化への協力	(1) 商工会議所等への加入	● 商工会議所への加入については、検討致します。	● 商工会議所への加入については、引き続き検討致します。
	(2) 商店街等が実施するイベントへの協力	● 商店街等が実施するイベントへの参加については協力するよう検討致します。	● 要請がございましたら協力できますよう検討致します。

	(3) 市内商工業者との取引促進への協力	● 可能な限り取引出来るように検討致します。	● そのような機会がありましたら可能な限り検討致します。
3 地域雇用確保への協力	(1) 市内住民の雇用促進	● 可能な限り市内住民の方の雇用に努めます。また、求人については、和泉市の求人施設の利用を検討致します。	● パートやアルバイトの方を市内の方で雇用させて頂いております。
	(2) 正社員採用による安定的な雇用への協力	● 可能な限り正社員採用に努めます。	● 実績を積んで弊社の一定の基準を満たして頂き、登用試験をクリアして頂ければ採用させて頂きます。
	(3) 障がい者、高齢者やひとり親家庭の母等の雇用への協力	● 可能な限り障がい者、高齢者やひとり親家庭の母等が雇用できる環境を整えて雇用に努めます。	● 障がい者の方を雇用させて頂いております。
	(4) インターシップの受け入れへの協力	● 可能な限りインターシップの受け入れを検討します。	● 情報サイトを利用した募集を実施しております。
4 環境・省エネルギー対策	(1) 地球温暖化防止策の実施	● 参照 1	実施済みです。
	(2) 省エネルギー対策の実施	● 参照 1	実施済みです。
	(3) リサイクル対策の実施	● 参照 2	実施済みです。
	(4) 廃棄物発生抑制対策の実施	● 参照 2	実施済みです。
	(5) 店舗及び周辺的环境美化対策の実施	● 参照 3	昨年は1回清掃活動致しました。今後は回数を増やす予定です。
5 安全・安心のまちづくりの推進	(1) 災害発生時や地域防災の協力	● 災害時には、避難場所として駐車場等の一時的な利用、災害物資の供給等実施します。地震等で断水しても地域の皆様に浄化した水を飲料水としてご利用頂けるために受水槽を設置致します。	● 市と「災害時における支援協力に関する協定書」を締結致しました。また、受水槽は設置しております。
	(2) 防犯・青少年の非行防止対策の実施	● 店舗開店中は、警備員が店内を巡回し警備にあたります。また閉店後は店舗入口を閉鎖して機械警備等による防犯対策を致します。	● 警備員や機械警備を配置し、防犯、青少年の非行防止対策を実施しております。
6 ひとにやさ	(1) ユニバーサルデザイン	● 高齢者・障がい者が安心	● 設置しております。

しいまちづくりの推進	の導入	して駐車できる駐車区画を設置します。 ● 高齢者・障がい者、妊娠中の方が安心して利用できるよう手摺付きのスロープを設置します。	● 設置しております。
	(2) 子育て家庭や高齢者等の対策の実施	● 小さい子連れの方が利用しやすいようにベビーベッドをトイレに設置致します。 ● 授乳室・多目的トイレを設置致します。	● 設置しております。 ● 設置しております。

(参照1)

●地球温暖化防止活動・省エネルギー対策

新店)エコストア・環境に配慮した店づくり



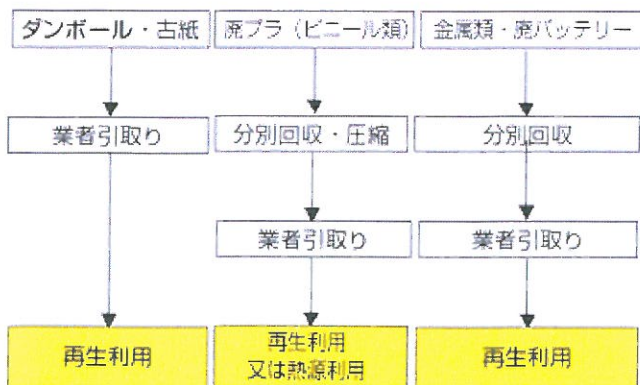
ミスト空調システム、無水小便器、節水トイレ、電気に頼らないガス式空調機、電力のデマンド監視装置の採用をはじめ、太陽光パネルやLED照明を導入して、環境に配慮し店舗づくりを行っています。

(参照2)

●廃棄物の適正処理・リサイクル推進活動

廃棄物の分別・分別廃棄を徹底する事で廃棄物としての排出を抑制しています。

<店舗 廃棄物保管庫内での分別回収>



9 /

(参照3)

・店舗及び本社において定期的(6月・9月・12月)に周辺の清掃活動を行っています。

6月・9月⇒店舗敷地内と店舗周りの道路脇の草刈り、ゴミ拾い

12月⇒店舗周辺(半径50~100m位が目安)まで範囲を広げ、道路、植え込み等の落ち葉やゴミ拾い